

相続実務ノート NO.3

(2006年8月7日)

「相続放棄の悩み」 (その2)

株式会社 三商

小平市花小金井南町1-14-24

TEL 042-467-2155 FAX 042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URL <http://www.souzokusoudan.net>

借金ばかりが残り、守るべき財産が何もなければ相続放棄を選択する悩みは少ない。しかし、借金もあるが自宅として土地・建物もある場合、相続放棄すると残された家族は家を失ってしまう。とりわけ高齢の妻が残された時、悩みは深い。

【Cさんのケース】

Cさんは、自宅（土地・建物）を残して亡くなった。相続人は、同居の高齢の妻と嫁に行った娘のDさんの2人。

Cさんには、すでに分かっている銀行からの借金のほか、不確かだが保証債務がある可能性が高いとDさんは心配している。Dさんは、「限定承認ができないでしょうか」と質問してきた。

確かに、限定承認すれば被相続人が残した財産の範囲内で借金や確定した保証債務を払えばよいので、相続人へ被害は及ばない。そのため、不確定要素の債務がある時に、「念のため限定承認しておきたい」と考える気持ちは理解できる。借金を抱えた相続人が、何か良い方法はないものかと相続の本を読むと「限定承認」という制度がとても魅力的に見えてくるからだ。

もしDさんが母と共同して限定承認すると、相続人の中から「相続財産管理人」が家庭裁判所によって選任され、相続財産の管理と清算の責任を負わされる。年齢などから見てDさんが選任され、以後の面倒な手続きを進めていくことになる。もちろん弁護士に依頼することもできるが費用がかかる。相続財産管理人は、官報による「公告」や内容証明による「催告」を行い、債権者に債権の申出を求める。一定期間までに債権者から申出がなければ、配当から排除できる。しかし、債権まで消滅させることはできない。その後、債権者があらわれれば「残余財産で」弁済する必要がある。自宅が残っていれば弁済しなければならない。だとすると、手間や費用をかけて限定承認してもメリットは少ないことになる。

そこで、方法は①母もDさんも相続し、リスクも全てを引継ぐ。その場合、

共に債務から逃れられない。②母だけが相続し、Dさんは相続放棄する。もし、多額の保証債務が出てきた時は、家を処分し、Dさんが母を引き取り守る。何事もなければ、母の家はいずれDさんが相続する。Dさんは母と相談し、②を選んだ。Dさんは、必要書類を取寄せ自ら家庭裁判所に出かけ自分の相続放棄手続きを行うことにした。

そこで、次の悩みがDさん（第1順位）の放棄による「順位変更」である。Cさんの両親（第2順位）は既に亡くなっていたので、Dさんが放棄するとCさんの3人の兄弟妹（第3順位）が相続人になる。

「②の方法では、3人のオジ・オバを巻き込むことにはなりますがいいのですか？事情も話す必要があります。協力は得られますか？」と、確認する。

プラス財産がなければ、第3順位の相続人に放棄の協力は得やすい。しかし、プラス財産があり、「母の名義にするため相続放棄の協力をしてくれ」となると微妙な感情が動く。

Dさんの予想に反し、反対意見が出た。それは決して4分の1の財産が欲しいという理由ではなかった。「Cは、愛する妻や娘を苦しめるような借金をするはずがない。Cの思いのためにも相続して欲しい。もしCがお世話になった人から借金していたら放棄せずにお返しすべきだ」と。ここからDさんの奮闘が始まる。Dさんにとっては初めての相続体験。父の死の悲しみの中、遺品の整理をしながらオジ・オバと話し合う。Dさんの熱意が通じやっとな協力を得られた。時間との勝負の中、Dさんが窓口になり相続放棄の手続きが動き出した。Dさんに手続きのアドバイスはするが、Dさんに動いてもらう。家庭も持ち、仕事も持つDさんが慣れない手続きを自分でやるのは実は大変なこと。しかし、父親のCさんが作ってくれたこの機会と時間に意味がある。父を思い、親戚とも話し合い、自ら動いて母を守る。何よりの供養であり、親孝行なのだと思う。

（文責：内藤 雄）